

明治初期における家島諸島の三つの浦

——その集落間の異質性を問題にして——

平 岡 昭 利

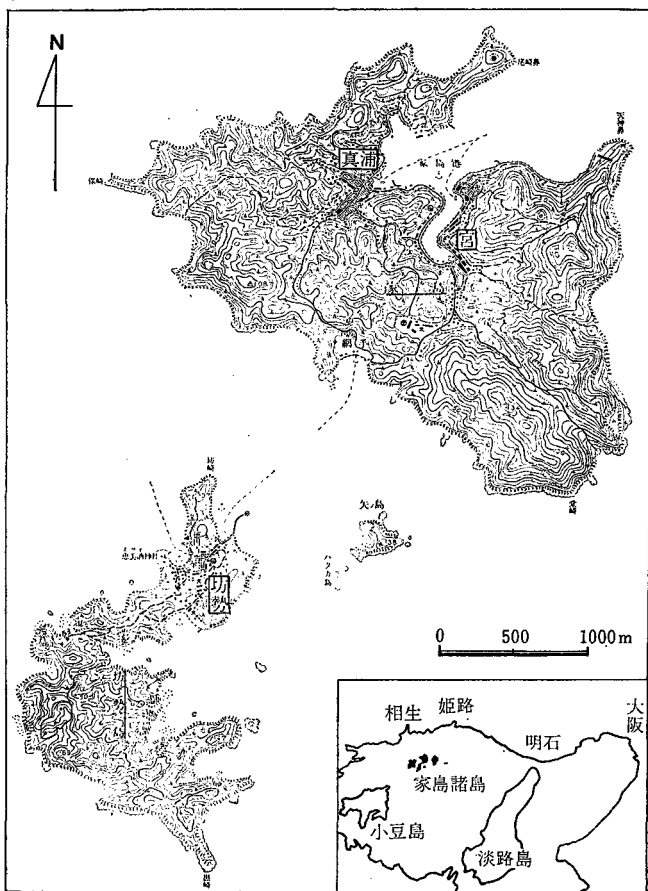
一 はじめに

地域が歴史的所産の複合体であり、その形成過程において、地理学の対象としてきた地域性もたらされたと認識するならば、地域への考察においては、その形成過程への史的分析が要請されうる。ほぼ、このような視角から近代日本の資本主義の展開の中で地域をとらえ、その形成要因を探る地域発達史的な分析成果が多数もたらされている¹⁾。本稿の考察対象地域においては、すでに日本資本主義の発達以前に現在の地域の骨格が形成されていたものと想定される。そこで本稿は、主として明治前期における地域の機能やその担い手である人間集団の階層的性格の相違を把握することにより、現在の地域性解明の鍵を見い出そうと試みたものである。この限りにおいて、考察は明らかに歴史的断面の復元であるが、あくまでも現在の地域像を解釈するという現在追求の立場をとるものである。

さて考察は、かつて有志のものとともに調査を行なったことのある瀬戸内海東部、播磨灘に位置する家島諸島の三つの集落を対象にし、まず地域の概況にふれ問題の所在を明らかにし、次いで明治前期における三地域の機能につ

いて検討して行きたい。

二 考察地域の概況と問題の所在



第1図 家島三カ浦

播磨灘に点在する家島諸島は、家島本島・坊勢島・西島・男鹿島^{たが}を中心にして、大小二六余の島嶼をもって一つの離島群を形成し、全島でもって家島町を構成している。これらの島嶼のうち、定住集落がみられる大きな島は前記の四島であるが、主要な集落は家島本島北側の家島湾の細長い湾入に沿って延びる「宮」と同湾の西側に塊村状をなす

第1表 産業別就業人口

業	家島		坊勢島
	宮	真浦	
農業	5	1	1
水産	173	8	373
建設	30	9	20
製造	64	66	21
卸売・小売	43	92	14
金融・保険	145	177	60
運輸・通信	27	30	1
サービス業	496	805	205
その他	155	216	77
総数	1,140	1,404	817

(45.10 国勢調査による)

「真浦」、それに坊勢島の北端のくびれ部に層状の密集形態をなす「坊勢」である。本稿でとりあげるこの三集落に全人口の九四パーセントが集中している。

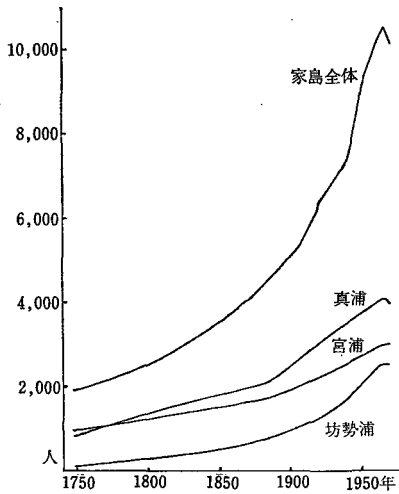
つぎに、第1表より産業別人口をみると水産業・鉱業(採石業)・卸売小売業・運輸通信業(海運業)・サービス業に集中している。

このうち、主要な産業についてみてみよう。まず、水産業についてみると、家島町全体としては就業人口こそ減少傾向にあるものの水揚高は着実に延びてきた。しかし、第1表からもわかるように、水産業の在り方は部落によって非常に異っている。すなわち、純漁村的な「坊勢」においては水産就業人口は四六パーセン

トを示し、漁業にかかわり合う世帯は全世帯の八割を占める。「宮」は海運業について水産業のそれは一五パーセントであり、景観も漁村的であるが漁業経営の生産手段・装備は坊勢に比べればはるかに劣っている。ついで「真浦」のそれは〇・六パーセントであり、それも釣客を対象とする観光漁業の遊漁で漁業生産は全く行なわれていないと考え、差しつかえない。ついで鉱業であるが、家島におけるそれは島々の切り売りとも言える採石業のみであり、主として男鹿島・西島で行なわれており、採石業者はほとんど島外からの移住者である。この移住者により始められた家島の採石業は、日本経済の展開の中でその景気変動をまともに受けながらも発展を続け、当地域における一つの重要な経済的基盤となっている。この採石業の発達は海運業発展の重要な一翼を担ってきた。その海運業(運輸・通信業)

については「真浦」が主体で、部落全体がそれに関係しているとも言えるほどである。なお、近年においては漁業の比重が減じている状況の中で、採石業と一体をなすこの海運業が著しく仲展して来ている。

以上のように、宮・真浦・坊勢の三集落の産業構造は大きく異っており⁽³⁾、この相違が三集落間の対立を生む物質的基礎ともなっているのである⁽⁴⁾。この中でも漁業の不均等性はとくに注目される。では、そのような集落間における産業構造の異質性、それから生じる地域性は、地域社会の歴史的形成過程の中で偶然性を除外した如何なる条件のもとにおいて生じたのかが問われねばならない。そこで、この問題究明に当たっては、当然、その形成過程について分析しなければならぬと考えられる。その基礎的な分析として、まずこれら異質な三集落が明治前期において如何なる状況であったかを復元、比較することにより、集落間の相違（異質性）について明らかにしたく、産業構造の相違のポイントとなる漁業生産の構造とその階層的性格を主体に考察を展開したい。



第2図 人口変遷

三 人口変遷とその三力浦の特徴

家島諸島の人口変遷をみると第2図の如くである。すなわち、寛延二年（一七四九）に家島全体で一九一四人であった人口が⁽⁵⁾昭和四五年には一万一一〇人と飛躍的な人口増加を示している。ここで、他地域との比較検討のため寛延三年（一七五〇）の人口を一〇〇とした明治五年（一八七二）の人口指数をみると、家島のそれは二〇八

であり、全国のそれは一二七、播磨のそれは一一五であつて(6)、家島の人口増加率はきわめて高いことがわかる。なお、同じ播磨灘に浮かぶ小豆島の人口が、この期にそれほど増加せず停滞現象がみられたこと(7)、また東方の島国淡路の人口指数が一五三とかなり高いが家島のそれに及ばないことからして、近世において人口増加の特徴的な瀬戸内海島嶼地域の中でも(8)、家島は増加率の高い地域の一つであろう。さらには明治以降も全くの停滞を知らず、それまで以上に高い人口増加率を示したことが注目される。

つぎに、家島三カ浦の人口変遷の特徴を拾うと、家島本島の「宮浦」は(9)、寛延二年には家数三六〇軒・人口九五五人で真浦より戸数・人口ともに多かつたが、その人口増加は真浦・坊勢浦に比べ緩慢である。なお、村明細帳には宮浦は庄屋村と、そして真浦・坊勢浦は枝村と記載されていることより、宮浦が集落として最初に成立したと言えらる。「真浦」の人口は寛延二年には一五五軒・八一四人と宮浦を下廻っていたが、その後五〇年間にその地位は逆転したものと想定される。「坊勢浦」の人口は寛延二年の二三軒・一四五人が昭和四五年には五二八戸・二五二五人と寛延二年を一〇〇とした人口指数は一七四一と極端な激増を示している。しかも、その増加率は今日に近づけば近づくほど高く、昭和三年から昭和四五年の四二年間に一一三二人も増加している。他からの移住者もなく、部落内の分家によってこのような激増を続ける人口増加は驚くばかりである。また、一戸当りの人数も家島本島二カ浦に比べ多い。

さて、これら三カ浦の人口の変化を比較すると、人口増加率の高い方から坊勢浦↓真浦↓宮浦の順になる。宮浦は明治以降現在までほぼ同じような増加率をたどり、真浦は明治後期に高い増加率を示し、坊勢浦は最も遅れ昭和以降に急激な増加をみている。さて、これら三カ浦の高い人口増加を示す時期の差異は、一つに集落の形成過程の差異の

現われだと思われる。すなわち、庄屋村である宮浦が最初に成立し、枝村である真浦・坊勢浦は遅れて発達し、宮浦に比べこの両浦は人口支持力としての耕地の開墾と宅地化の進展に対するスペースの余地を残していたものと考えられる。とくに、坊勢浦の場合は居住も遅れたものと想定する⁽¹⁰⁾。なお、近年の坊勢の人口増加は上向型底曳網漁村⁽¹¹⁾と称される如く最も安定した漁家経営を維持し続けて来たことによるものであろう⁽¹²⁾。

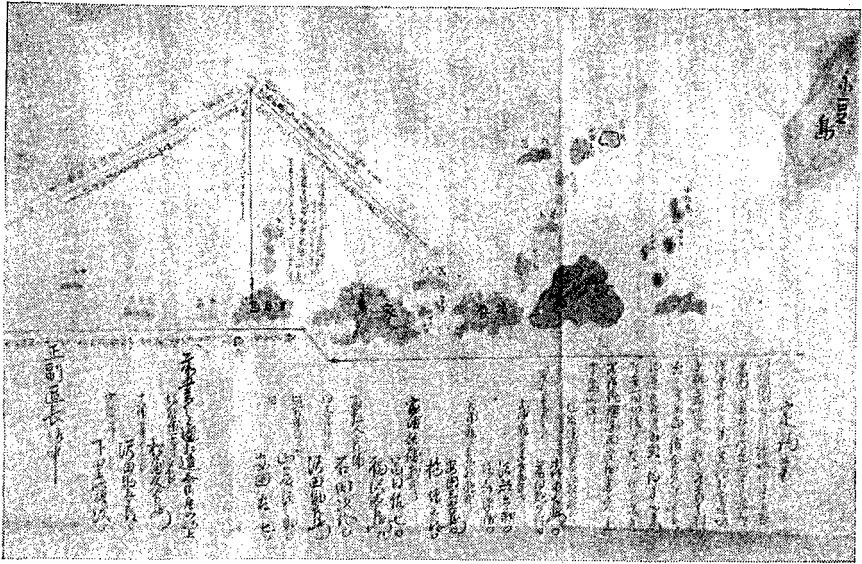
なお、家島において真浦・坊勢には末子相続がみられ、宮にはみられない。また、末子相続が分家を容易にし人口増加を加重したとよく言われるが⁽¹³⁾、当地域における三カ浦の人口増加の差異（とくに江戸時代において）は集落成立時期の早遅の差異によると思われる。

四 三カ浦の漁業構造

漁村の構造は、一般に生産の場である漁場用益・採捕手段・経営形態などの漁業生産構造と労働力の性格によって規定されるとともに、それらの態様が漁村域の中に歴史性を背景にした階層的性格、換言すれば漁村の勢力関係を生ぜしめている。それらの階層性が逆に漁村という地域に反映し、個々の漁村を特徴づける結果になっているとも言える。そこで、本章では三カ浦の漁業生産の態様を漁場・労働力・経営形態を検討したのち、漁業者・漁業税・漁船構成などから階層性を比較検討することによって、三カ浦の漁業への取り組み方の相違を把握しようとする。

(一) 三カ浦間の漁場問題

近世において、家島は東西九里・南北八里半という広大な漁場用益権を建前としていたが⁽¹⁴⁾、幕末から明治期にかけてその用益は他漁村からの入漁などにより崩壊の過程をとる。そして、それら他漁村と家島との対立・抗争に関



第3図 漁場・漁期区分図

する文書はかなり見られるが、家島三カ浦間の漁場用益の状況はどうかと言えば、三カ浦間に関する対立・抗争等の文書はほとんど見られないのである。ただ、延縄と手繰網・打瀬網との海面利用・漁期の区分に関する文書は若干見られ、これらの文書から当時の三カ浦間の漁場状況について探ることにしたい。

慶応三年（一八六七）の一〇月には、飾磨津三カ町並びに家島三カ浦間に「手繰網漁・ウタセ網漁・其他漁業稼場区域及漁期等申合之事」が取り替わされている（15）。また明治七年（一八七四）一月には、家島三カ浦間で取り替わした「対談書」と絵図面の「定約書」（第3図）は（16）、為持網（打瀬網）と延縄との漁場・漁期の区分を申し合わしている。これは打瀬網・延縄が漁法の性質上から区分して操業しなければならなかったことを示している。なお、絵図面の定約書には、坊勢浦・真浦はそれぞれ雑魚為持網惣代のみ、宮浦は雑魚為持網惣代と延縄惣代の二漁種の惣代の署名をしているところから延縄を操業していたのは「宮浦」のみ

であることが知れる。

なお、打瀬網について若干ふれておくと、この網は帆力により船を横に走らせ海店の漁網を一定の距離引曳してのち、曳揚げるもので手繰網漁法より進化したもので⁽¹⁷⁾、江戸後期あるいは幕末⁽¹⁸⁾から発達したものとされている。家島の打瀬網は「天保八年ノ頃、初メテ發明」された⁽¹⁹⁾。このように打瀬網は比較的新しく当時としてはかなり機動力に富んだ沖合漁業であり⁽²⁰⁾、いわゆる旧慣打破の生産力的基礎になったとも言われる漁法である⁽²¹⁾。

そこで、第3図の打瀬網・延縄を区分している絵図面について考えてみると、それはそれまで家島近海の漁場において延縄が営まれていたところへ、操業上、延縄と対立する形態の打瀬網という新漁法が発達し、三カ浦間においても漁場利用の濃密化がもたらされ、漁場利益関係に摩擦が発生し、海面利用・漁期の区分の必要にせまられ、その終極時にて取り決めがなされ、作成されたものではないかと考えることは十分可能である。すなわち、それまで家島近海で排他的性格の強い延縄等の漁業を営み、海面利用その他の面で優位な立場であったのは庄屋村である「宮浦」であるが、宮浦にヘゲモニーを握られてきた枝村の「真浦」・「坊勢浦」が、旧来の村持ち漁場の枠を越える沖合漁業の打瀬網という生産性の高い漁法を積極的に導入することによって、徐々に力をつけて来た一つの現われとして、絵図面(第3図)の海面・漁期の区分になったと想定される。しかし、「漁場利用における宮浦の優位は戦後の漁業制度の改革まで残存し、宮浦は家島諸島南部海域で、小豆島東南端と四国の五剣山(八栗山)を見通す線(ヤクリガタオスジ)以北に専用漁場(主にヘモ延縄)を所有していた⁽²²⁾。

なお、前述した他漁村と家島三カ浦との漁場争論などに関する文書はかなり見られるが、家島三カ浦間には余り見られない。その原因は、他漁村からの入漁などに対して家島漁民が全体として連帯意識を強く持ったのではなく⁽²³⁾、

むしろ、庄屋村である「宮浦」が絶対的な勢力を持ち、漁場配分で優位に立ち、枝村であった真浦とりわけ「坊勢浦」は、家島本島二カ浦に対して抗争するだけの勢力は当時到底持ち得なかったためと考えられる。

一方、家島本島二カ浦の一つである「真浦」はすでに石船によってある程度の力を持つに至り、その後、男鹿島・西島の採石の発達が「石ヲ堀リ土砂ヲ崩シ山面白色ニ変セシガ為メニ鱒魚ノ収獲大ニ減少セリ」⁽²⁴⁾と漁業への悪影響を拡大するにつれ、近海漁業の宮浦とは対立的色彩を強める方向をとる。

(二) 漁業経営形態

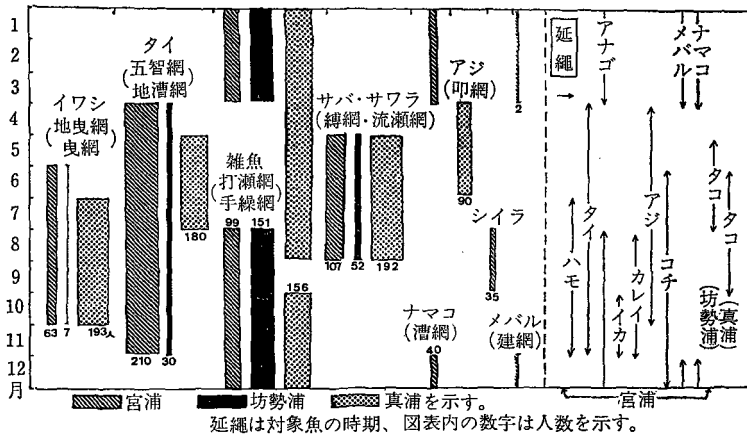
漁業労働力構成 明治二〇年ごろの家島三カ浦の漁業従事者の構成は第2表の如くである。なお、当時の統計の例に洩れず、信頼性を欠く点も見受けられるが、一応当時の大まかな状況が把握される故、検討を加えて行きたい。まず、第2表のA・Bより漁戸の全戸数に対する割合をみると、坊勢浦が九八%と最も高く、続いて宮浦の九〇%、真浦の七四%の順になり、さらに專業漁戸の全漁戸に対する割合は、宮浦九・一、坊勢浦八・六、真浦〇%となる。以上のことから、坊勢浦は全戸数のほとんどが漁戸であったが宮浦が幾分專業の割合が高かったこと、また真浦には漁戸戸口表によると全く專業漁戸が存在しなかったことなどが理解される。その他、坊勢浦では漁民の半数が傭役についていたことも知れる。なお、営業人員について水産取調書(第2表A)では、漁業者の専業の欄は戸長役場の違いにより非常に数値が異なり不可解なので取り上げず、Cの漁業慣行録の営業人員をみると、三カ浦とも一等漁村とされ、宮浦五九四人・真浦四二〇人・坊勢浦二五二人と記載され、これら三カ浦を合わせた営業人員は兵庫県下の大漁村である淡路島の由良・岩屋に次いでいたことは家島における漁業の重要性を物語っている。

つぎに、漁業生産規模が端的に現われる漁獲物代価をみると、宮浦一、一六四九円と断然多く、ついで坊勢浦七四五

第2表 三ヵ浦の漁業労働力および階層構成

A 戸口・労働力・他				B 専兼業別漁戸			
明治19年・20年				明治19年・20年 戸			
	宮 浦	坊 勢 浦	真 浦		宮 浦	坊 勢 浦	真 浦
総 戸 数	307戸	119戸	392戸	漁 戸	275	116	368
うち漁業をなすもの	275戸	116戸	290戸	専 業	25	10	0
漁業せざるもの	32戸	3戸	102戸	兼 業	250	106	368
漁 業 者	394人	195人	575人	C 漁 業 人 員 明治19年 人			
うち 専 業 者	41人	16人	535人	人 数	594	253	420
兼 業 者	353人	179人	40人	D 営業種別人数 明治19年 人			
15歳~60歳の漁民	361人	180人	610人	資 本 主	2	1	45
うち 専 業 者	41人	16人	290人	通 漁 者	209	105	289
兼 業 者	215人	76人	220人	雇 夫	185	90	163
備役せらるるもの	105人	88人	100人	見 習	0	0	76
15歳以下 60歳以上の漁民	33人	15人	45人	E 毎村漁戸等級表 明治20年 戸			
うち他人を任用するもの	3人	なし	なし	上 等	3	0	0
自己営業をなすもの	10人	なし	30人	中 等	27	20	0
備役せらるるもの	20人	15人	15人	下 等	50	20	1
収 獲 物 代 価	1,1648.8円	7,450円	5,044円	外	80	15	108
平均 1 人 当 り	29.6円	38.2円	8.8円	計	160	55	109

A・E水産取調書より, B宮浦・坊勢浦は海産物統計表, 真浦は漁民戸口表より, C Dは兵庫県漁業慣行録より。



第4図 三カ浦の漁業層 (兵庫県漁業慣行録による)

○円、真浦五〇四四円であり、「真浦」の場合、営業人員は坊勢浦の二倍近い(漁業慣行録の数値の場合)のに対して、その代価は一段と少額で一人当りの代価では八・八円と坊勢浦・宮浦の四分の一から三分の一程度の額なのである。ここに真浦の漁業生産の特質が現われている。坊勢浦、宮浦については、坊勢浦が幾分一人当りの代価が多いことなども知れる。なお、Aの水産取調書の真浦の欄の漁業者の総数は六五五人であるが、漁業者としては五七五人しか記載されておらず、八〇人は漁業者として扱われていない。

生産手段と操業形態 第4図は三カ浦の漁業層である。資料は兵庫県漁業慣行録をもとに、図中の棒の幅は営業人員を比例させたものである。さて、この漁業層から三カ浦の生産手段とその操業形態の特徴についてみると、「宮浦」は資本・労働力のかかり必要な夏季操業の大漁網類・縛網(一統新調するのに三四〇円)地漕網(一七〇円)鰯網(二二〇円)から、冬季操業の小規模漁網・打瀬網(一〇〇・二〇円)や零細ではあるが対象魚の変化に対応可能な釣・延縄などがみられ、漁法が多様性に富んで漁閑期がみられないような年間操業条件が備わっている。なお、釣・延縄は宮浦の年間漁獲物代価の六

割を占めており釣・延縄漁村と言える。これに対して「坊勢浦」は圧倒的に打瀬網が多く、他に鰯網・タコ壺があるにすぎず、全漁獲物代価のうち大打瀬網が六三%、雑魚打瀬網が二四%と合せて八七%を占めるといふ打瀬網漁村であり、このため年間の漁業労働力配分が冬季に片寄り、漁閑期には労働力の燃焼を他に求めざる得ない操業形態をとっている。ところが、坊勢浦においては、それを非常に零細な農業に求めることは全く不可能であり、出稼に依存しなければならなかったと推測される。なお、打瀬網、中でも大打瀬網の一人当りの年間の代価は、他の漁網類が一人当り平均五円程度に対し、宮浦四二円・坊勢浦三三円（明治二〇年）と操業が長期であることを差し引いても、大打瀬網が一段と高額であり、高い生産力の一端を見せている。「真浦」は夏季の罾網・鰯網などの大漁網や五智網、冬季の打瀬網を主体にしており網漁村と言える。このように三カ浦それぞれ漁法に特徴を持っていた。

(三) 三カ浦の階層別比較

階層構造 兵庫県漁業慣行録によれば、漁業従事者の階層を営業の種別により、資本主・普通漁者・雇夫・見習いの四つに分けている。資本主とは、家島では親方あるいは村君などと呼ばれ⁽²⁵⁾、直接は漁業に従事せず、漁民に前貸金や漁具などの生産手段を貸し与え、その漁獲物の流通を掌握する資本家層のことであり、雇夫は資本主・普通漁者からの前貸金を契約時に貸り、一漁期約四カ月間を単位として雇われ、漁期終了時に歩合制による配当を得て前貸金を償還するもの、見習いは漁業を習得しようとする者のことで、漁事の難易などにより一人役の内、幾分の薄給を支給される。

このような漁業従事者の階層を家島三カ浦についてみると第2表Dの如くとなり、宮浦・坊勢浦には非常に少ない資本主が「真浦」においては四五人、さらに最下層の見習いが七六人と雇傭被雇傭間の労働の分離を示している。こ

のDについてはこの程度にとどめておき、さらに第2表Eで漁戸の階層構成を検討して行くと、まず「宮浦」には上等漁戸が存在する反面、下等漁戸さらには等外漁戸が全漁戸の半分の八〇戸と零細漁民層が多く、漁民層の両極分解の傾向がみられるのに対し、「坊勢浦」は上等漁戸が存在せず、また等外漁戸も宮浦のように多くなく資本主義的な階層分解は見られず、中等下等の小漁民層が主体をなしていた。このことは部内等級表によっても同様な傾向が得られる。ついで、真浦は下等漁戸一戸のほか、全て零細な等外漁戸ばかりであり、同表のDとは対称的な数値を示しており不可解と思われよう。

そこで、この第2表Eの漁戸等級表が如何なるメルクマールで階級区分したものかを見てみると「等級ハ所得二百円以上ヲ以テ上等トシ、百円以上ヲ中等トシ、五拾円以上ヲ下等トシ、五拾円以下ヲ等外トナス(28)」と所得額の多少により等級区分を行っており、その所得の内容は漁獲物代価と雑収農業でもって全所得として計算している。となると、真浦のように石船・商船が存在し、漁業も後述するようにそれらとの兼業形態をとっていたと想定される故に、漁・農業外収入も当然あったはずで、それらの収入を除外した漁獲物代価と農業収入とで全所得を計算する指標の取り方では当然低所得となり、真浦の漁戸は最下層の等外漁戸に集中する訳である。なお、第2表Dの営業種別人数における真浦の資本主の四五人というのは、他産業の運搬業と漁業との兼業形態をとる資本家層を指すものと思われる。

以上のように、三カ浦の漁業への取り組み方の相違が徐々に明らかになって来たが、次に掲げる漁業税の課税において、三カ浦の漁業従事者の階層構造の特質が端的に現われる。第3表がそれで宮浦・坊勢浦は明治二一年の漁業税徴収議案(29)から、真浦については同年の漁業税収入者帳(30)より、筆者が税率によって区分したものである。さて、

第3表 漁業税による階級区分

(明治21年)

宮 浦			坊 勢 浦			真 浦	
1等	10 円	1人	1等	0.45円	3人	2.5円	3人
2	5	1	2	0.10	48	1.25円	1人
3	0.65	3	3	0.06	55	(網船漁業税)	
4	0.20	24	4	0.04	89	0.22円	97人
5	0.15	133				(漁船漁業税)	
6	0.1	233				0.15円	91人
						(商船漁業税)	
計	65円	395人	計	13円	195人	計45円	192人

宮浦、坊勢浦は漁業税徴収議案、真浦は漁業税収入者帳、地方税収入目計簿による。

この表から三カ浦の階層構造の特徴をみると、「宮浦」は一人に付き一〇円、五円という非常に多額の課税者が存在すること、並びに一等から最下等の六等までの課税額の幅、すなわち階層差が非常に大きいことに特徴があるのに対し、「坊勢浦」は課税額が全般的に小額であり、一等の税額も宮浦の三〜四等に位置し、また課税幅も小さく、前述した第2表D・Eと同様の傾向を示し、階層分解がそれほど進行していなく、小漁民層が大半であったことを物語っている。「真浦」には宮浦のような高額課税者もいなければ、坊勢浦のような低額課税者も存在せず中間層が多いのが特徴である。なお、明治二二年の地方税目計簿⁽²⁹⁾によると、課税が操業船舶の種類によって分けられ、網船漁業税は一人に付き二円五〇銭、一円二五銭、漁船業税は二二銭、商船漁業税は一五銭と課税されており、その課税額は網船—漁船—商船の順に低額になっている。このうち、商船漁業税というのは文字通り運搬業と漁業との兼業を指すものである。

兼業形態と漁船構成 この運搬業と漁業との兼業については、いち早く明治八年に宮浦扱所取締から飾磨県令へ宛てた「商船ヲ以テ為持網営業出帆取締方伺⁽³⁰⁾」に見える。その内容は「当区家島五〇石以上割石商船之儀、冬分ニ至テハ割石業間暇ニテ積年為持網営業仕来候」と、割石商船が打瀬網を兼業していることに対し、どのような免状の取扱いをすべきか「何卒、至急御指令被下度此段奉伺候以上」というも

第4表 漁船構成

		宮 浦	坊勢浦	真 浦
明治19年	1間漁船	143	10	114 6
	2間 "	48	47	
	3間 "	18	29	
	計	209	86	120
明治22年	1間以上	214	57	
	3間以上	16	41	
	計	230	98	

明治19年は漁業慣行録、22年は庶務関係
往復並決議綴による。

のであった。この石船・商船と打瀬網漁業との兼業は宮浦ばかりでなく、真浦においても同様でたとえ、第3表の真浦の欄で漁業税を払っている者のうち、半数近くの九一人が商船漁業税なのである。すなわち「真浦」では宮浦、坊勢浦のような漁業専業的色彩はかなり後退したものであった。このことは漁業生産手段の一つである漁船についてみれば、さらにいっそう明確になる。

第4表が家島三カ浦の漁船の構成を示している。さて、この表から全戸数に対する漁船数の割合を計算してみる。と、坊勢浦と宮浦はともに○・七と高い数値なのに対して、真浦のそれは○・三と一段と低い。これは漁船だけであつたとみられ、ほかに石船・商船で漁業を営むことを考え合わせれば、当然と言え、「真浦」における漁業の比重は宮浦、坊勢浦に比べ一段と低かつた。なお、この表から三カ浦の漁船構成の特色をみると、宮浦の一間漁船が非常に多いという特色は釣・延縄漁業に基づくものである。坊勢浦は三間以上の漁船が増加しており、大型化を暗示している。真浦は二間漁船が主体をなしていた。

このように、宮浦・坊勢浦に比べ「真浦」における漁業の比重は、前述した漁獲物代価や労働力構成などからも明らかな通り、かなり後退したものであつたこと、並びに階層構造や石船の打瀬網漁業の兼業を考慮すれば、第2表などの不可解な点も除かれると思われる。この時期、すでに家島三カ浦の産業形態の異質性の基盤は形成されていたと言える。



第5図 明治6年，石船ひかえ

五 採石業と石材運搬業の発達

家島において、いつごろから石を切り始めたのだろうか。現在採石に従事している人たちのほとんどは、島外の香川県木田郡・仲多度郡・小豆島・愛媛県越智郡・岡山県吉備郡などからの移住者である⁽³¹⁾。かかる人たちの定住時期を聞くと、古い人で三代目ということで、明治期まではさかのぼることが可能である。また、記録として明治八年の宮浦扱所の「物品表」⁽³²⁾の二月の欄には、輸出品として割石五六一〇本・石数二二七八石、また三月のそれには割石七八三三本・延石一六〇本と記載され、季節風に災いされる冬季においてもかなりの石材を輸出している。すなわち、採石業の発生はそれ以前の江戸後期とみるのが妥当と思われる。つまり家島の採石業は百年を越える歴史を持っているのである。

また、採石と密採な関係を有する運搬船は早くから瀬戸内海東部において活躍した模様である。たとえば、明治五年の「捨石改帳」⁽³³⁾には、七〇と一〇〇石積みみの石船を主体に一〇四隻、明治六年の「船税改覚帳」⁽³⁴⁾には九四人が名を連ね、翌七年の「石船日加恵」⁽³⁵⁾(第5図)は家島三カ浦で一二七隻の石船の存在を記している。この一二七隻の石船のうち、真浦が大半の一五隻残

り一二隻が宮浦、坊勢浦のともに六隻の半々であった。なお、石船の規模は明治一〇年代には一〇〇〜一一〇石積み
が主体となり大型化してくる。

これらの採石や石船は、明治期を通じて、国民経済の中で石材の需要が増加するとともに発展を見る。かかる状況
下、明治一八年には当時官有地であった松島での採石の許可を願う「割石切取願」(36)が提出されたり、採石に使用
する火薬購入許可のための「火薬買入免許願」(37)が、かなり見られることなどがその発展を物語っている。なお、
真浦戸長から飾東郡長へ宛てた輸出入物資についての明治一九年の上申書には、輸出口としては割石のみ記載されて
いる(38)。いずれにしても、明治二〇年ころには、かなりの採石が行なわれていたことを示し、同時に石船も増加を
続け明治三〇年には二一四隻に達している。この石船は、船形が一般の船とは異なり家島船と呼ばれ、広範に活躍し
た。たとえば、神戸・大阪の築港や淀川の改修工事に向いており、また、日露戦争時の広瀬中佐の来島、そして男
鹿島の石材が旅順港封鎖に使用されたというエピソード(39)が(38)その活躍を物語っている。なお、これらの石船は七人
組あるいは一〇人組などと呼ばれる一〇数隻を一組とし、それぞれの組頭によって取りしきられていた。

以上のように、明治初期においてすでに採石やかなりの石船が存在し、石船は現在と同様に「真浦」を主体に発達
しそれら石船のかんりの数が閑暇な冬季において打瀬網を兼業していたのである。すなわち、石船の発達につれて、
必然的に真浦の漁業労働力は、その質的な労働の適応性によって、石船乗子層への労働供給源となり、賃労働に転換
せざるを得なかったものと思われる。

六 むすび — 集落間の異質性を問題にして —

現在の地域像を解釈するという立場から、明治前期における経済的な機能や階層的な性格の復元、中でも漁業生産の態様を主体に検討して来た。その結果、三集落の地域性、とくに集落間の相違（異質性）について、これまでの叙述をまとめると以下の如く理解される。

まず、集落の発生から見れば、宮浦・真浦・坊勢浦の順に成立したものであろう。すなわち、最も自然条件に恵まれた宮浦にまず集落が成立し、枝村としての真浦・坊勢浦は、その後人が移住し成立したものであり、初期の人口増加もそれを示しているものと理解したい。

家島三カ浦の産業形態については、明治初期にすでに相当、異った様相を呈していた。なお、家島は藩政期、姫路藩の水主浦として広大な専用漁業権を有していたが、その中でも庄屋村である宮浦がヘゲモニーを掌握し、枝村である真浦、とくに坊勢浦は不利な漁場配分であったと考えられる。それに対して「坊勢浦」は、旧来の村持ち漁場の枠を越える操業範囲の広い沖合漁業の打瀬網という生産力の高い新しい漁法を積極的に使用し、徐々に漁村としての地位を築いて行くのである。しかしながら、明治前期においては未だ年間の漁業労働力配分に片寄りがみられ、余剰労働力を出稼に求め燃焼させざる得なかったと考えられる。多様な漁法をもった「宮浦」は、当時年間の魚種の変化とともに採捕手段の交換が可能な漁業条件を備えていて、三カ浦中、漁戸の専業の割合が高く、漁業生産活動が最も活発であった。「真浦」は前二カ浦に比べ漁業専業的な色彩は薄れ、罾網などの大漁具類も見られるものの、明治初期において、すでに一〇〇石積み程度の石船が一〇〇隻以上存在し、しかも、冬季に至ってはその大半が打瀬網を操業

したり、あるいは森林を伐つて地方へ売買したりする兼業形態をなし漁業への取り組み方は弱かった。

以上のように、現在の三集落の地域性が形成される基盤は、すでに明治前期までに備わっていた。この点について、内在的条件としての階層性についてみると、家島本島の宮浦、真浦は、明治前期において上下層の両極への階層分解がすでに進行しており、「真浦」においては、石船営業の雇傭者の資本家層と被雇傭者の乗子層との間には労働の分離が認められる。この真浦を主体とする家島の石船は、資本主義の発達につれて、国民経済の中で石材の需要が増加するとともに、專業化並びに乗子層の專業就業への方向を探るにつれ、真浦の漁業労働力は必然的に石船労働力の供給源となり、ついに漁業生産の消滅につながったものと考えられる。

当時、「宮浦」も漁民層の分解を生じており、雇傭関係などに明確化がみられ、網元経営などは坊勢浦、真浦から小漁民を季節的に雇傭することによって成立していた。しかし、小漁業などの漁業生産力のある程度の高揚や商品経済の発達につれ、徐々に労働力の調達は困難となり、大網の季節的操業の成立はむずかしくなつたと考えられる。そこで後退を余儀なくされた宮浦の漁業資本家層は、近接する真浦の石船・商船の発達の刺激を受けつつ、漁業よりも安定的な石船経営に当然注目したと思われ、彼等が経営基盤としての資本を備え、かつ採石場が部落有であることからも、容易にその活路を石船経営に見い出すことが出来たとみられる。

これら家島本島の二カ浦に対して、交通的により隔絶された「坊勢浦」においては、商品経済が未発達で漁民層の分解がそれほど促進されず、資本蓄積が弱少で共同体的性格の強い小漁民層が大半を占めていた。すなわち、坊勢浦においては、家島本島に対抗しうる一〇〇石以上の石船を購入することは、当時容易なことではなかつたと思われること、並びに採石場が展開している男鹿島・西島の大部分が家島本島二カ浦の所有に帰すことなどからして、坊勢浦

の石船経営への進出はかなり困難を要したと思われる。そこで漁業の再生産にともなう若干の資本蓄積は、血縁的労働力を燃焼させ、漁場拡大につながる打瀬網漁船購入に費やされ、徐々に打瀬網漁村として自立して行く過程において、それなりの階層分解を生じたものの、その分解は大きくは進展しなかつたと想定される。島域（坊勢島）全体が血族集団とも言え、分家の派生が活発で新分家層すなわち漁業従事者を新生させる結果となつた。その場合、当時は生産手段の分散はなかなか困難であつたと思われるが、時代が下るとともに必然的に分家の派生、すなわち漁業経営体と生産手段の新生につながつたと考えられる。その結果、坊勢浦においては漁業・漁村の色彩の温存から、さらにその性格を強めたと理解する。加えて家島本島における石船・商船などによる商品経済の発達、宮浦、真浦両浦の漁業生産の相対的低下を招いたのに対し、「坊勢浦」の漁業は著しく伸展したとみる。

このように、明治前期においてすでに家島三カ浦は現在の地域性の基盤を形成しており、明治中期以降の日本資本主義の展開がより三カ浦にそれまで形成されていた異質的要素を明確に引き出したと言え、三カ浦はそれぞれ対抗（刺激）形態をとりつつ、かつ外的な影響に対応しながら個々の地域の機能的特性を伸展させることによって、ますますその異質性を強めて行つたものと思われる。

〔付記〕 日頃より御指導を賜わっている関西大学地理学教室の諸先生方や、最初の現地調査以来すでに六か年、お世話になり続けている現地家島町村角源穂・村岡正尚両氏をはじめ、同町役場の皆様に厚く御礼申し上げます。なお、本稿は昭和四七年度関西大学文学部における卒業論文の一部で、昭和四九年歴史地理学会大会において発表した内容を修正、補筆したものである。

注

(1) 地域の形成を問題にしている研究はこの視角からの分析が多い。

- (2) 関西大学地理学教室学生有志「家島諸島誌」(『地理』一六卷九―一二号、昭和四六年)。
平岡昭利「近世明治前期における家島諸島の漁業形態について」(『関西大学文学部史学科創設二十五周年記念 日本史学論集』—史泉五〇号—、昭和五〇年)。
- (3) 同様な指摘は以下の書物、論文にも見られる。長尾良「地下の島」(ぐろりあそさえて、昭和一七年)四九頁。大見重雄「家島群島」(『しま』九卷一号、昭和三八年)三〇頁。甲南大学人文地理研究会『えくめね』創刊号(昭和三九年)。なお、産業に限らず、集落間の通婚や行政機能などにも相違、分立性が見られることはすでに前掲注(2)にふれてある。
- (4) 吉木武一「離島産業の展開条件に関する研究(Ⅱ)」(『長崎大学水産学部研究報告』第三四号、昭和四七年)八七頁。
- (5) 寛延二年家島明細帳による。家島町役場所蔵。
- (6) 関山直太郎「近世日本の人口構造」(吉川弘文館、昭和三三年)一三八―九頁の数値をもとに指数は筆者の計算による。
- (7) 一最芳秋「わが国近世島嶼人口」(『歴史地理学紀要』一四号、昭和四七年)六九頁。
- (8) 同右、七二頁。
- (9) 宮浦、坊勢浦から「浦」の字を削除し現地名になったのは大正六年であり、この章以下、明らかに現在のことを示す以外は旧地名によった。
- (10) 坊勢には、戦前まで寺院がなく家島本島の宮、真浦の二寺の檀家に属していたことなどからも推察されうる。なお、この二つの寺院の過去帳を調べてみると、江戸中期から坊勢浦の人名がみられる。
- (11) 河野通博「瀬戸内海の上向型底曳網漁村—瀬戸内海島嶼部における半農半漁村の経済地理学的研究(第四報)—」(『岡山大学法文学部学術紀要』二八号、昭和四三年)。
- (12) これまで漁獲量の増加、加えて魚価の高騰によって、内海でもトップレベルの経営を維持し続けて来たが昭和四八年八月にみられた養殖ハマチ大量死やその後の赤潮の発生に象徴される漁場荒廃は、今後の漁業経営に対する不安を投げかけた。
- (13) 宮本常一『日本の離島』第一集(未來社、昭和三五年)一三二頁。
- (14) 兵庫県水産試験場『兵庫県漁業慣行録』第一巻、鹹水漁業之部(昭和一六年)。
- (15) 同右、参考書巻九、播磨国飾東郡。
- (16) 「庶務関係往復決議綴」(宮浦外一ヶ浦戸長役場、明治二十一年)家島町役場所蔵。

- (17) 日本学士院編『明治前日本漁業技術史』(日本學術振興會、昭和三二年) 四六八頁。
- (18) 河野通博『漁業用益形態の研究』(昭和三六年) 六一頁。
- (19) 「農商務通信事項」(「庶務關係往復並決議綴」宮浦外一ヶ浦戸長役場) 所収、明治一八年) 家島町役場所蔵。ただし、発明されたものではなく、早くから打瀬網漁の盛んであった紀州方面から導入されたものと思われる。
- (20) 山口和雄編『現代日本産業発達史ⅩⅩ・水産』(日本産業発達史研究会、昭和四〇年) 四七頁。
- (21) 前掲注(18) 六四頁。
- (22) 坊勢島にて桂氏より聴取。
- (23) 家島群島學術調査団編『家島群島』(神戸新聞社、昭和三七年) 一五七頁。
- (24) 前掲注(15) 所収。
- (25) 「漁業上漁具漁期取調奥状」前掲注(19) 所収。
- (26) 「漁夫經濟表」前掲注(16) 所収。
- (27) 「庶務關係往復並決議綴」(家島宮浦外一ヶ浦戸長役場、明治二一年) 所収、家島町役場所蔵。
- (28)(29) 家島町役場所蔵。
- (30) 「諸願伺届並書上物」(宮浦扱所、明治八年) 所収、家島町役場所蔵。
- (31) 家島石材採掘組合において、免許されている丁場主の本籍地を調べた結果である。例外的に地元資本の丁場が一カ所あった。なお、丁場主、従事者の中には外国人(韓国人)が多数見られたが定住が新しい故にふれなかった。
- (32) 前掲注(30) 所収。
- (33)(34)(35) 家島町役場所蔵。
- (36) 「人民諸願伺届書綴」(宮浦外一ヶ浦戸長役場、明治一八年) 所収、家島町役場所蔵。
- (37) 「人民諸願伺届控綴」(宮浦外一ヶ浦戸長役場、明治二一年) 所収、家島町役場所蔵。
- (38) 「進達録」(家島真浦戸長役場、明治一九年) 所収、家島町役場所蔵。
- (39) 長尾良 前掲注(3) 四六頁。

(補注) 表の作成に関しては、注(11)の河野論文の研究成果を参考、その一部を借用したことをおことわりして置きたい。